

第五次てだこ高齢者プラン

— 浦添市高齢者保健福祉計画・第7期浦添市介護保険事業計画 —



いきいきチャレンジ高齢者



平成 30 (2018) 年3月

浦 添 市

はじめに



我が国で少子高齢化が進む中、若いまちとして知られてきた浦添市におきましても高齢者人口は年々増加傾向にあり、推計によれば、平成 32（2020）年には高齢化率が 20.3%に達し、約 5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる見通しとなっています。また、要介護（支援）認定の状況をみると、本市は重度認定者の割合が比較的高いことから、支援を必要とする高齢者は今後も増えていくことが予測されます。

このような中、高齢になっても住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度の適切な運営に取り組んできました。今後は、地域包括ケアシステムの深化に加え、高齢者を含む地域住民が世代を超えて互いに繋がり、支え合う地域共生社会の実現が求められてきています。

本計画では、将来の高齢者像を引き続き「いきいきチャレンジ高齢者」と掲げ、高齢者の方々が自身の健康を保ちながら、自らの知識と経験を活かし、住み慣れた地域で支え合うとともに、目標に向けてチャレンジする姿を目指しています。

今後とも、高齢者の方々が安心できる暮らしを築くとともに、活力ある暮らしを応援し、自立した暮らしを支えていけるよう各種高齢者福祉施策の推進により一層取り組んでまいります。本計画の推進に、市民等の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様、並びに貴重なご意見やご提言をいただきました浦添市福祉保健推進協議会並びに高齢者プラン専門部会委員の皆様、そして関係機関の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成 30（2018）年 3 月
浦添市長 松本 哲治

目 次

I 総論

I-1 第五次てだこ高齢者プランについて

1. 計画策定の背景と目的…………… 1
2. 法令等の根拠と第五次てだこ高齢者プランの位置づけ…………… 2
3. 計画期間…………… 3
4. 計画策定の体制等…………… 3

I-2 第五次てだこ高齢者プランの高齢者像と計画目標

1. 将来の高齢者像…………… 5
2. 基本目標…………… 6
3. 高齢者人口等の将来推計…………… 7

I-3 日常生活圏域の設定

1. 日常生活圏域の設定…………… 8

I-4 地域共生社会の実現に向けた浦添市が進める地域包括ケアシステム

1. 地域共生社会の実現とは…………… 10
2. 浦添市が進める地域包括ケアシステム…………… 11

I-5 施策の体系…………… 19

II 各論

方針1 いきいきと自分らしく暮らす

1. 市民の健康長寿に向けた健康づくりの推進…………… 21
2. 介護予防と重度化防止の充実…………… 23
3. 高齢者の活躍機会の充実…………… 27

方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

1. 市民の長寿社会に対する意識の醸成と地域福祉の推進…………… 30
2. 支援が必要な高齢者と家族を支える取り組みの推進…………… 31
3. 地域包括ケアシステムの基盤強化…………… 37

方針3 安心して暮らせる環境を整える

1. 安心して暮らせる住環境の整備…………… 41
2. ニーズに合った介護保険サービスの提供…………… 44
3. 介護保険サービスの質の向上…………… 45

III 介護保険サービスの必要量と保険料の設定等

1. 介護保険サービス必要量の算定の手順…………… 47
2. サービス見込み量と第7期介護保険料の設定…………… 63

IV 日常生活圏域別の具体施策の展開

1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要…………… 67
2. 住民参加による施策の推進…………… 69
3. 日常生活圏域別の具体施策…………… 71

V 計画の実現に向けて

1. 庁内への本計画の周知と連携体制の充実…………… 87
2. 計画の進行管理及び評価の充実…………… 87
3. 「てだこ・結プランー浦添市地域福祉計画ー」とのリンク…………… 88
4. 関係機関・各種団体等との連携の充実…………… 88

VI 資料編

1. 高齢者を取り巻く状況等…………… 89
 2. 介護保険事業を取り巻く状況（認定の状況等）…………… 95
 3. 高齢期の暮らしや介護などの実態に関する調査結果…………… 105
 4. 第五次てだこ高齢者プラン策定に向けての課題整理…………… 111
 5. 計画策定の体制、経緯など…………… 114
- 用語解説…………… 121

Ⅰ－１ 第五次てだこ高齢者プランについて

１．計画策定の背景と目的

21世紀は「高齢者の世紀」といわれています。全国的にもそして沖縄県においても高齢化は着実に進行しています。

我が浦添市は、「若い（活力のある）まち」として周知されており、平成29（2017）年10月1日現在で高齢化率（65歳以上人口比率）18.2%と県内の他地域と比較すると低い数値となっています。しかしながら、本市においても高齢者数並びに高齢化率は増加傾向にあるとともに、少子化の進展により高齢者を支える年代の人口増加の動きは鈍化しており、今後ともこの傾向は継続していく見通しとなっています。市内をみると、高齢化率が3割を超える地域もあり、地域によって高齢化の進度には差がみられることから、地域単位での支援等の充実が求められます。

平成12（2000）年度からスタートした介護保険制度は、高齢化社会における老後の安定した生活を社会全体で支え合うシステムとして機能してきました。6回の見直しを経て、平成30（2018）年度から第7期を迎えます。高齢化が一段と進む平成37（2025）年（団塊世代が後期高齢者になる年）に向け、予防や介護、医療の需要はさらに増えていくことから、介護サービスなどの利用者や費用も増加することが見込まれます。このような中、高齢者の生活機能の維持向上をめざし、介護予防や生きがいづくり、安心して暮らせる地域社会、持続可能な介護保険制度の実現をめざして取り組んできたところです。第7期介護保険事業計画は、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体となった地域包括ケアシステムの深化、さらには地域共生社会の実現に向けて、住民主体による課題解決と包括的な相談支援が求められています。

『第五次てだこ高齢者プラン（「浦添市高齢者保健福祉計画」及び「第7期浦添市介護保険事業計画」）』は、本市の高齢者を取り巻く現状や課題等を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化とともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをおくることができる、活力に満ちた高齢社会を実現していくために取り組むべき事項を定めたものであり、中長期的に平成37（2025）年を見据え策定するものです。

【本計画における「障がい」用語の使用について】

本市では、障がいのある方の人権を尊重するとともに、ノーマライゼーションに対する市民の意識高揚を図る取り組みの一環として、人を表す言葉として表記してきた「障害者」は、「障がい者」や「障がいのある方」等とひらがな表記としています。

なお、法律名等の固有の名称や医療用語等の専門用語を引用する際、あるいは「障害」と表記することが適当である場合は、変更することなく、当該名称や用語の表記をそのまま使用します。

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

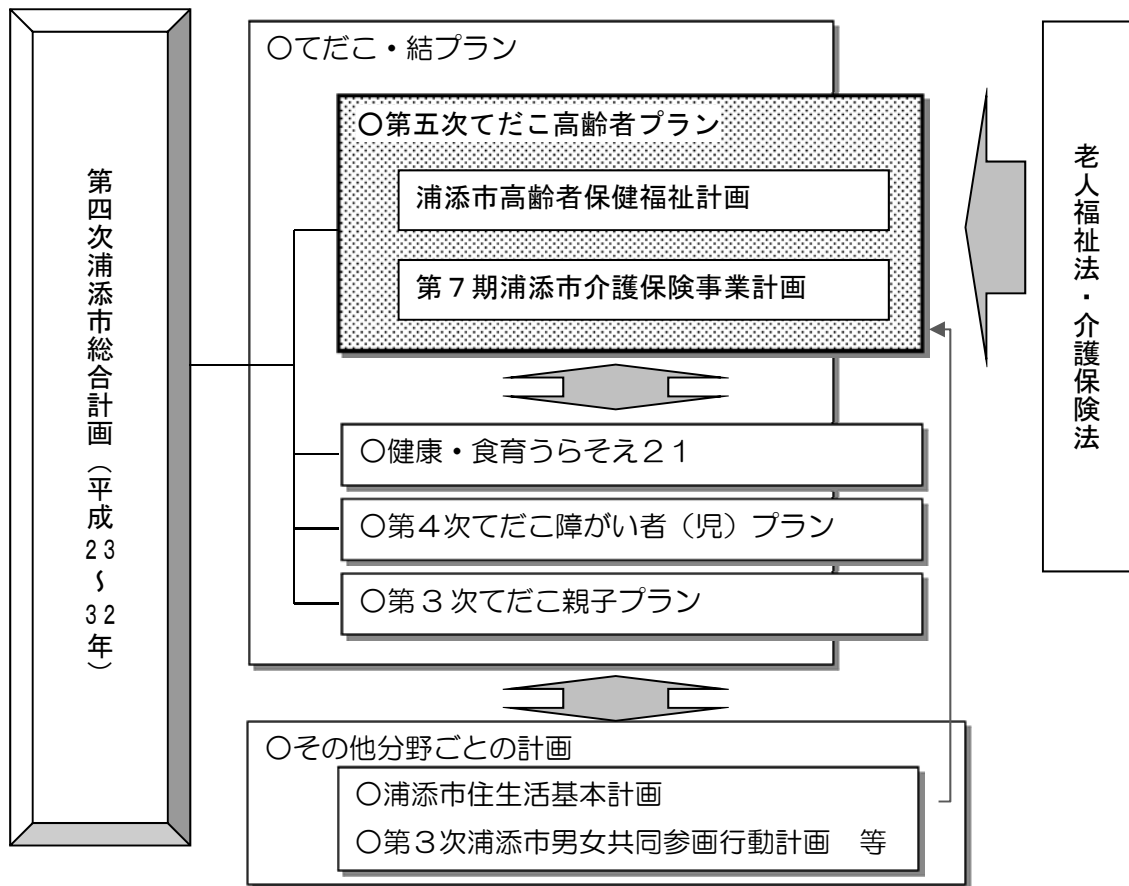
○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

2. 法令等の根拠と第五次てだこ高齢者プランの位置づけ ☆

本プランは「老人福祉法（第 20 条の 8）」及び「介護保険法（第 117 条）」に基づく市町村計画として、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定します。

本市のまちづくりの最上位計画である「第四次浦添市総合計画」に即して策定されるとともに、「てだこ・結プラン（浦添市地域福祉計画）」等の福祉健康部の諸計画との整合性を勘案して策定します。

■ 第五次てだこ高齢者プランの位置づけ



参考 根拠法令

老人福祉法（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法（市町村介護保険事業計画）

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

3. 計画期間 ☆

本計画は、平成 30（2018）年度を初年度とし、平成 32（2020）年度を目標年度とする 3 年間の計画です。

なお、計画期間は 3 年間ですが、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年までの中長期的な視野に立ち、計画を推進していくものとします。

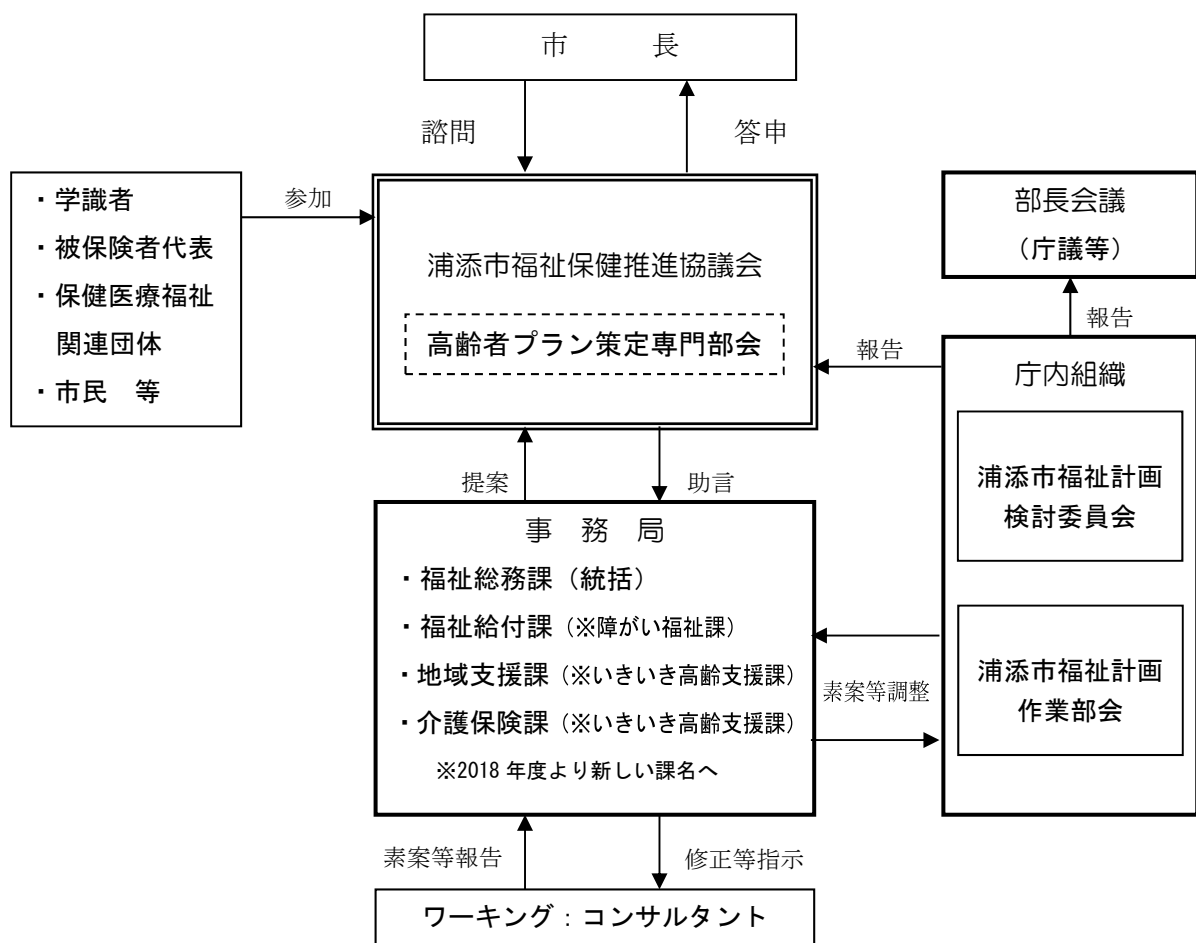
4. 計画策定の体制等 ☆

（1）高齢者プラン専門部会等の設置

第五次てだこ高齢者プランの策定にあたっては、学識者、関係団体、市民等で構成される「浦添市福祉保健推進協議会」のもとに「高齢者プラン策定専門部会」を設置し、集中的な検討を行いました。

また、行政内においても事務局を中心に、関係課及び関係機関との調整を図りながら計画策定を進めました。

■ 計画策定体制



(2) ニーズ調査等の実施

高齢者の生活実態や健康状態、社会参加状況を把握し、今後の高齢者施策の検討や充実に資するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

(3) 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために厚生労働省により導入された情報システムで、介護や医療関係の情報や課題解決のための取り組み事例などを提供するものです。要介護認定率や一人当たり介護費用など介護保険に関する情報やデータ等が一元化され、介護保険サービスの利用等に関して他地域との比較分析を行いながら本市の特徴を踏まえ、さらにシステムを活用し、介護保険サービスの見込み量等の将来推計を行いました。

(4) ヒアリングの実施

地域のケアシステムや高齢者を取り巻く状況を把握し、日常生活圏域における地域包括ケアシステムの一層の充実に向けて必要な取り組みを検討するため、地域包括支援センター、総合的な相談・支援及びコミュニティづくり等に取り組むCSW（コミュニティソーシャルワーカー）に協力をいただき、ヒアリングを実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

本プランの案について、市民から幅広い意見を聴取するために、ホームページや関連施設で公表するなど、パブリックコメントを実施しました。

1-2 第五次てだこ高齢者プランの高齢者像と計画目標

本市は、まちづくりの最上位計画である「浦添市総合計画・基本構想」において、「てだこの都市・浦添」を都市像に掲げ、「ともに支え合う健康福祉都市」を目標に保健福祉施策を展開しています。

また、「てだこ・結プランー第四次浦添市地域福祉計画ー」においては、“市民一人ひとりを大切にする社会”、“市民一人ひとりが生きる力を発揮する社会”、“人と人、人と地域、地域と地域を結び、共に生きる地域社会”を目指しており、てだこ高齢者プランにおいてもこれらの目標や方向性等を受け継ぎながら平成 37（2025）年度の高齢者像を描くことが望まれます。

さらに、第7期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの深化を念頭に置きつつ、介護保険制度の改正により自立支援・重度化の防止をはじめ、在宅医療・介護連携の推進なども考慮すべき点としてあげられており、地域共生社会の実現に向けて一体的に取り組む必要があります。

以上のようなことを勘案し、本計画における「将来の高齢者像」及び「基本目標」を以下に定めます。

1. 将来の高齢者像 ☆

前回の高齢者保健福祉計画においては、平成 37（2025）年度を見据えた高齢者の姿として『いきいきチャレンジ高齢者』を掲げ、この間、高齢者や地域と一体となってハード、ソフト両面から人づくり、地域づくり、まちづくりに取り組んできました。

本計画においても、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年度に備えて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化と推進を強く打ち出しています。また、高齢者人口及び認定者数は今後とも増加傾向で推移することが予測される中、高齢者自身が健康づくりや介護予防に取り組むことはもちろん、認知症対策、医療と介護の連携強化が引き続き重要です。地域では複合的な課題も増えてきていることから、高齢者を含む地域住民が世代を超えて互いにつながり、支え合う地域共生社会の実現が求められています。

こうしたことから、「高齢者が自身の健康を保ちつつ、自らの知識と経験を活かし住み慣れた地域において支え合うとともに、年を重ねても自らが求める目標に向かいチャレンジする姿」を展望できるよう、本計画における高齢者像を引き続き『いきいきチャレンジ高齢者～ともに支え合う地域共生社会のまちづくり～』と掲げ、各種高齢者福祉施策を推進していきます。

いきいきチャレンジ高齢者
～ともに支え合う地域共生社会のまちづくり～

2. 基本目標 ☆

(1) 「安心できる暮らし」を築く

認知症高齢者に係る社会問題の顕在化をはじめ、高齢者をめぐる社会不安が指摘されています。

高齢者が住み慣れた地域で心身共に安心して暮らしていくためには、医療、介護・介護予防、住宅、生活支援等のサービスが一体的に提供されることが重要となります。

本市においては、市民の身近な相談窓口として日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、初期相談をはじめ支援を必要とする高齢者のマネジメントを行い、関係機関との連携に取り組んでいます。また、居宅介護サービスの充実等により、高齢者が在宅で生活できる基盤づくりを推進しています。

引き続き、高齢者が各々の状態に応じ、地域（日常生活圏域）において健康づくりや介護予防に取り組み、必要な介護サービスや医療サービスが利用できるような環境づくりを進めていきます。また、在宅生活を支える住宅・住環境の充実や経済的支援、地域の支え合いによる見守り体制の充実、さらには高齢者の尊厳を保つための権利擁護など、高齢者の安定した生活を確保するための支援を進めます。

(2) 「活力ある暮らし」を応援する

社会生活の多様化等に起因するコミュニティの希薄化や在宅高齢者の引きこもり等の問題が指摘されており、地域における高齢者の生きがい活動等が重要になっています。

本市においては、各種施設における講座等の開催を通して高齢者の社会参加を促進してきました。

少子・高齢化が進む地域社会にあつて、高齢者の社会参加を推進することは、高齢者自身の生きがいを創出するとともに、地域活力の創出にも資すると考えられます。高齢者が人生の目標を見つけ、地域社会における役割を認識し、生きがいを持ち活力に満ちた生活をしていくために、高齢者の就業支援をはじめ、生涯学習活動やボランティア活動、コミュニティ活動等を促す取り組みを進めていきます。

(3) 「自立した暮らし」を支える

核家族化の進展等を背景に、高齢世帯の増加、独居高齢者の増加が顕在化しており、高齢者の身体的能力等を維持し、自立した生活を送ることができるよう支援を進めることがますます重要になっています。

本市においては、これまで地域包括支援センターや中学校区地域保健福祉センター等を中心に相談機能体制の充実を図るなど、高齢者等の地域での自立支援を進めてきました。

今後とも、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した暮らしを続けるための体制の充実が必要不可欠です。そのため、高齢者支援の拠点となる地域包括支援センターや市内の福祉関連施設、医療施設等との連携を強化し、保健・医療・福祉分野のネットワークの充実を進め、地域包括ケアシステムの深化を図ります。

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

3. 高齢者人口等の将来推計 ☆

本計画においては、第7期介護保険事業計画の計画期間および目標年平成32(2020)年度における高齢者人口等を次のように見通します。

■ 高齢者人口等の将来推計

(単位：人)

	基準年		実績値										
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
0～39歳	55,643	54,942	53,905	53,059	52,277	51,517	50,794	50,053	49,290	48,580	47,920	47,341	46,836
40～64歳	38,435	38,373	38,321	38,227	38,121	38,072	37,960	37,844	37,724	37,582	37,309	37,061	36,601
65歳以上	19,934	20,739	21,595	22,384	23,032	23,584	24,123	24,660	25,184	25,656	26,178	26,550	27,038
65～74歳(前期高齢者)	10,347	10,778	11,239	11,681	12,280	12,869	12,938	12,803	12,768	12,610	12,529	12,356	12,365
75歳以上(後期高齢者)	9,587	10,020	10,356	10,703	10,752	10,715	11,184	11,857	12,416	13,046	13,648	14,194	14,673
総人口	114,012	114,054	113,821	113,670	113,430	113,173	112,877	112,556	112,198	111,818	111,406	110,951	110,475
高齢化率	17.5%	18.3%	19.0%	19.7%	20.3%	20.8%	21.4%	21.9%	22.4%	22.9%	23.5%	23.9%	24.5%

1-3 日常生活圏域の設定

1. 日常生活圏域の設定 ☆

介護保険制度において、日常生活圏域は「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定める」こととされ、また、その範囲については、「高齢者が住み慣れた地域で生活継続が可能になるよう、地域住民が公共サービスを含めた様々なサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成に取り組める範囲」とされています。

これまでの介護保険事業計画においては、上記考え方のもと、「てだこ・結プラン（浦添市地域福祉計画）」との整合性を踏まえて、通常地域活動の範囲となる行政区程度を基本としながら、それらを連携していく範囲として『中学校区』を日常生活圏域として設定しました。

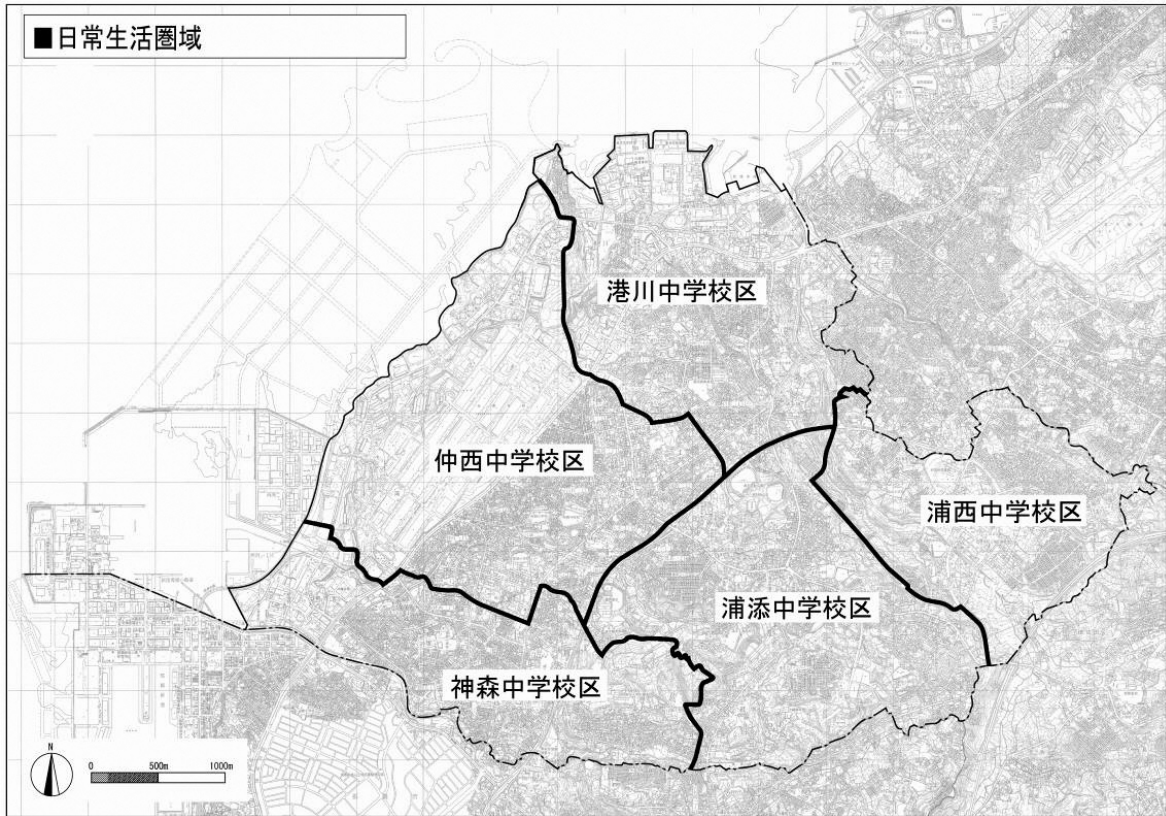
本計画においても引き続き『中学校区』を日常生活圏域として設定することとします。なお、各日常生活圏域（＝中学校区）の概要と位置を以下に示します。

■ 日常生活圏域別人口及び日常生活圏域の範囲

（平成29年9月末現在）

	自治会等	世帯数	人口	65歳以上人口				65歳以上人口比率
				前期高齢者 (65～74歳)		後期高齢者 (75歳以上)		
浦添中学校区	仲間/安波茶/経塚/前田/茶山/浦添ニュータウン/浦添グリーンハイツ/前田公務員宿舎/浦添ハイツ/県営経塚団地	9,390	22,266	2,278	50.7%	2,215	49.3%	20.2%
				4,493				
仲西中学校区	城間/屋富祖/宮城/仲西/大平/浅野浦/キャンプキンザー	13,504	29,750	2,713	50.3%	2,683	49.7%	18.1%
				5,396				
神森中学校区	小湾/勢理客/内間/沢岬/神森/県営沢岬高層住宅	10,136	24,010	2,189	49.6%	2,227	50.4%	18.4%
				4,416				
港川中学校区	伊祖/牧港/港川/緑ヶ丘/浦城/牧港ハイツ/港川崎原/上野/マチナトタウン/浦添市街地住宅/県営港川団地	9,868	23,709	2,213	53.0%	1,959	47.0%	17.6%
				4,172				
浦西中学校区	西原一区/西原二区/当山/広栄/浦西/安川/当山ハイツ/陽迎橋	5,837	14,476	1,387	60.0%	925	40.0%	16.0%
				2,312				
合計		48,735	114,211	10,780	51.9%	10,009	48.1%	18.2%
				20,789				

資料：住民基本台帳



1-4 地域共生社会の実現に向けた浦添市が進める地域包括ケアシステム

1. 地域共生社会の実現とは ☆

地域共生社会とは、2016年7月に国が新たに打ち出した概念で、子ども・障がい者・高齢者など全ての人々が、地域、自分らしい暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会とされています。

地域共生社会の実現が求められる背景として、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境の変化等により、我々国民の抱える福祉問題は様々な分野にわたって複雑化しており、分野ごとに整備された福祉サービスの下では対応が困難なケースがみられるようになりました。

こうした状況を踏まえ、地域の様々な分野の問題を支え手側と受け手側に分けるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、困難に直面しているあらゆる住民を自分のこと（我が事）のように支え合うことのできる仕組みやネットワークを構築することが求められています。さらに、福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくことも必要になっています。「地域共生社会」は、高齢者を地域で支えるための「地域包括ケアシステム」を包含する概念となっています。

また、子どもと高齢者などが日常的に関わり合うことで、子どもの健全育成や福祉意識の醸成に寄与し、高齢者は子育て支援などの役割を担うことで認知症予防、生きがいづくりなどの効果が期待でき、障がい者は活躍する場を持つことで、自立・自己実現へつなげることが期待されます。このような福祉サービスを一体的に提供できるような場を地域で構築することも地域共生社会の構想に盛り込まれています。また、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す取り組みも進められています。

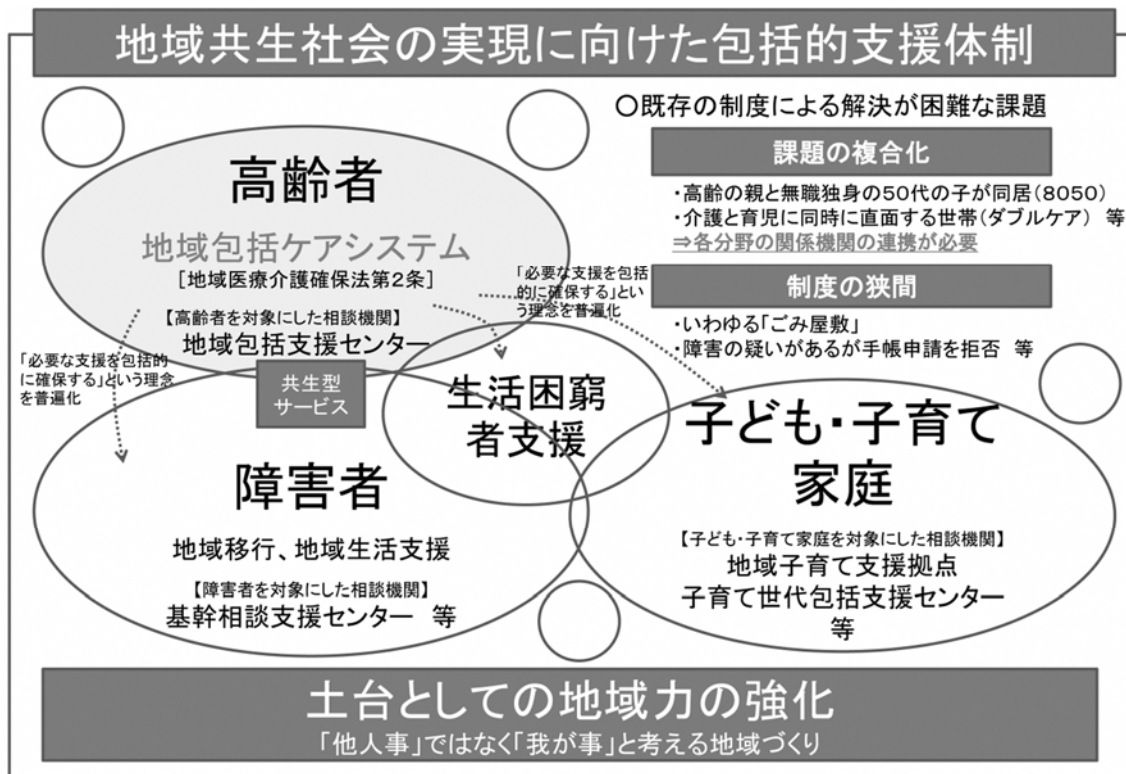
加えて、介護や保育の現場では人材の確保が難しい状況が見られることから、保健医療福祉の各資格に通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していくことも位置づけられており、共生型サービス（高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスをうけやすくする仕組み）についても今後事業所と連携し、取り組みを進めていく必要があります。

浦添市では、平成15（2003）年度に策定した「てだこ・結プラン（第二次浦添市地域福祉計画）」より、目指す社会像の1つに「人と人、人と地域、地域と地域を結び、共に生きる地域社会」を掲げ、取り組みを進めてきました。今回、国から示された地域共生社会の考えを踏まえ、今後も高齢者福祉に限らず、子育て支援、障がい者福祉、生活困窮対策等について分野を超えて丸ごとつながり、支えが必要な住民が安心して暮らせるネットワークや仕組みづくりを目指します。

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

厚生労働省のHPより



2. 浦添市が進める地域包括ケアシステム ☆

(1) 浦添市における地域包括ケアシステムの基本的な考え方

市民が「地域で健やかに安心のできる生活」を送るためには、保健・医療・介護・福祉・住まい等といった生活に密着したサービスの提供を包括的に受けることができる仕組みづくりが必要です。

日常生活上の課題や保健・医療・介護・福祉・住まい等に係る課題は横断的な課題であるといえ、その垣根を取り払うことは市民のニーズに対応するものであり、ヘルスプロモーションや福祉のまちづくりを実現したいと考える本市の目標でもあります。

本市では、こうした市民のニーズに合わせた体制の充実を図るために、これまで以上に「地域（日常生活圏域）」に重点を置いた施策展開が必要です。

市民や事業者等との協働を念頭においたうえで、市民同士が地域で共に支え合える互助の仕組みづくり支援による生活上の諸課題の解決を図るとともに、医療、介護・介護予防、生活支援、住まい等のサービスを切れ目なく一体的に提供できるよう、包括的なケアシステムの充実を進めていく必要があります。

(2) 地域包括ケアシステムが担う主な役割

①地域課題及びニーズの発掘

多様化する市民のニーズに対応するためには、市民の悩み（≡ 課題・ニーズ等）を受け止める機能としての「総合相談窓口」の設置をはじめ、地域のネットワークや

戸別訪問等を通して、どこで・誰が・どのような支援を必要としているのかを発掘していく必要があります。

また、市民の生活課題を解決するためには、地域資源や地域活動あるいは行政サービス等を相互にコーディネートし、有機的に「つなぎ、支援する」機能、いわゆるコミュニティソーシャルワーク機能の展開が求められます。さらに、その機能は市民に密着した地域（日常生活圏域）において発揮されることが必要とされます。

②ケアマネジメント機能

総合相談機能等から発見された対象者に対してどのようにサポートしていくかという「マネジメント機能」の充実が重要です。そのため、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や地域包括支援センター職員、各種専門職員等は、多様な相談を総合的に受け止めて課題を整理し、心身の状況に応じて、介護保険サービスのみならず地域の保健・医療・介護・福祉サービスやボランティア活動、地域支え合い活動等との連携を図ることが求められます。さらに、アセスメント能力を高めて多様なニーズに対応する体制整備を行い、ケアマネジメント機能の充実を図っていく必要があります。

③地域課題の解決及び政策形成の仕組みづくり

総合相談機能やケアマネジメント機能によって掘り起こされた地域課題の解決に向けて、地域やNPO等により提供される住民主体のサービスの創出検討など、支援が必要な高齢者を身近な地域で支える仕組みづくりが求められています。また、「地域ケア会議」の開催を通し、個別ケースの検討等を踏まえた課題の把握及びネットワーク構築を図るとともに、政策形成に結びつけていくための仕組みづくりが重要です。

（3）ケア体制の充実に向けた方向性

①関連機関との連携強化

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設で、各中学校区に設置されています。現在、社会福祉士や保健師、主任介護支援専門員などの専門職が配置され、その施設機能を発揮するとともに、担当圏域の明確化により、地域に根差した一層の展開が期待されます。

また、中学校区ごとに設置されている地域保健福祉センターは、地域住民の身近な相談窓口やニーズ把握等の機能を備えるとともに、中学校区コミュニティづくり推進委員会や各種ボランティアの活動拠点としての役割を果たしています。今後、コミュニティソーシャルワーク機能の強化・充実により、共助・公助（公的サービス）と互助（地域の支え合いによる仕組み）を必要に応じてコーディネートしていくとともに、個別支援のための連携・調整や支援の受け皿となる地域人材の育成等が期待されています。

一方で、高齢者以外でも、児童、障がい者に対応する支援拠点（子育て支援センター、障害者相談支援事業所等）の確保も進んでいます。また、介護、子育て、貧困、

障がいなどが同時に直面する家庭など、複合化した課題を受け止める相談支援体制についても関係機関との連携のもと進めていく必要があります。

今後、行政内外の各種機能の連携強化を図りつつ、本市が有する各種センター機能の連携強化や医療分野との連携、住まいの確保等を一体的に図っていくことで、地域包括ケアシステムの充実を推進していく必要があります。

②多職種連携の促進

本市には、浦添市医師会をはじめ、浦添市在宅医療・介護連携支援センター、居宅介護支援事業所、有料老人ホーム、居住サポート事業所等の各種団体・事業所があり、保健・医療・介護・福祉・住まい等、高齢者等が地域で生活するために必要なサービスが一通り整備されています。

今後、保健・医療・介護・福祉・住まい等が一体的に提供される仕組みづくりのため、地域ケア会議等を通じた各種団体・事業所等のネットワーク及び連携体制の構築を図るとともに、住まい等の分野を加え、より多面的な連携を促進することが必要です。

③住民互助の体制構築

現在、社会福祉協議会等と連携を図りつつ、各種ボランティア講座の開催や認知症サポーター養成講座の受講促進など、地域福祉を支える人材の育成・確保を進めています。

今後、これまで同様ボランティア等の養成に取り組むとともに、それを支える社会福祉協議会をはじめとした各種団体等への活動支援により、地域住民が相互に支え合う互助の仕組みづくりが求められます。

また、住民互助の体制構築を支援する中学校区地域保健福祉センターとの連携強化も必要です。

④地域におけるケアサービスの充実

現在、健康・生きがいづくり、介護予防、介護保険サービス、医療サービス等、様々な分野でより身近なケアサービスの提供体制が整いつつあります。

今後とも、高齢者が住み慣れた地域（在宅等）で暮らし続けていくことができるよう、日常生活圏域を基本とし、地域バランスを考慮した各分野でのサービス提供体制の充実が求められています。

(4) 地域包括ケアシステムの深化・推進 ☆

これまで述べてきたように、浦添市では市民が住み慣れた地域で健やかに安心して生活を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援といった生活に密着したサービスを一体的に受け取ることができる地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。

高齢社会の到来等に向け、各自治体が地域包括ケアシステムをより深化させることができるよう、介護保険制度の改正が行われました。改正に盛り込まれた内容は、以下の通りで、本市でもこれまでの取り組みとともに推進していきます。

■地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- ①国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載し、取り組みの推進評価を実施。
- ②地域包括支援センターの機能強化。
- ③認知症施策の推進。

2. 医療・介護の連携の推進等

- ①医療・介護の連携の推進で、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設。急性期の医療から在宅医療、介護までの切れ目ないサービスや支援を提供することなど。

3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ①市町村では地域住民の福祉活動へ参加するための環境づくり、分野を超えた相談支援体制の充実など包括的な支援の整備。
- ②高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け。

そこで、本計画で地域包括ケアシステムの深化・推進に係る主な取り組みを次頁に整理しました。

浦添市が進める地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた主な取り組み

(Ⅱ 各論より地域包括ケアシステムに係る施策項目を抜粋)

方針1 いきいきと自分らしく暮らす

2. 介護予防と重度化防止の充実 (重点施策)
(1) 一般介護予防事業の推進 (2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (3) 適切な介護予防ケアマネジメントの充実
3. 高齢者の活躍機会の充実
(1) 社会参加の促進、活動機会の拡充

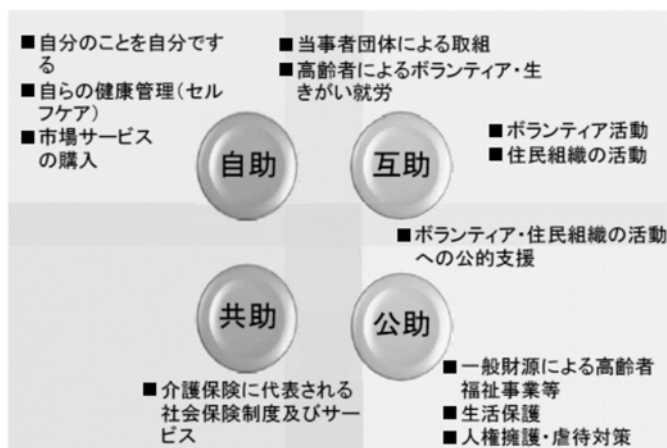
方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

1. 市民の長寿社会に対する意識の醸成と地域福祉の推進
(1) 長寿社会や支え合いに対する意識の醸成と地域福祉の推進
2. 支援が必要な高齢者と家族を支える取り組みの推進
(1) 在宅医療・介護の連携推進 (3) 認知症高齢者への支援の充実 (5) 権利擁護の推進
3. 地域包括ケアシステムの基盤強化 (重点施策)
(1) 地域によるネットワークの拡充 (2) 地域包括支援センターの機能強化 (3) 地域ニーズ把握及び地域ケア会議等の充実 (4) 生活支援サービスの体制整備の推進

方針3 安心して暮らせる環境を整える

1. 安心して暮らせる住環境の整備
(3) 高齢者の良質な住まいの確保
2. ニーズに合った介護保険サービスの提供
(1) 居宅サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの推進 (3) 介護保険施設サービス等の推進

「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム



※厚生労働省HPより

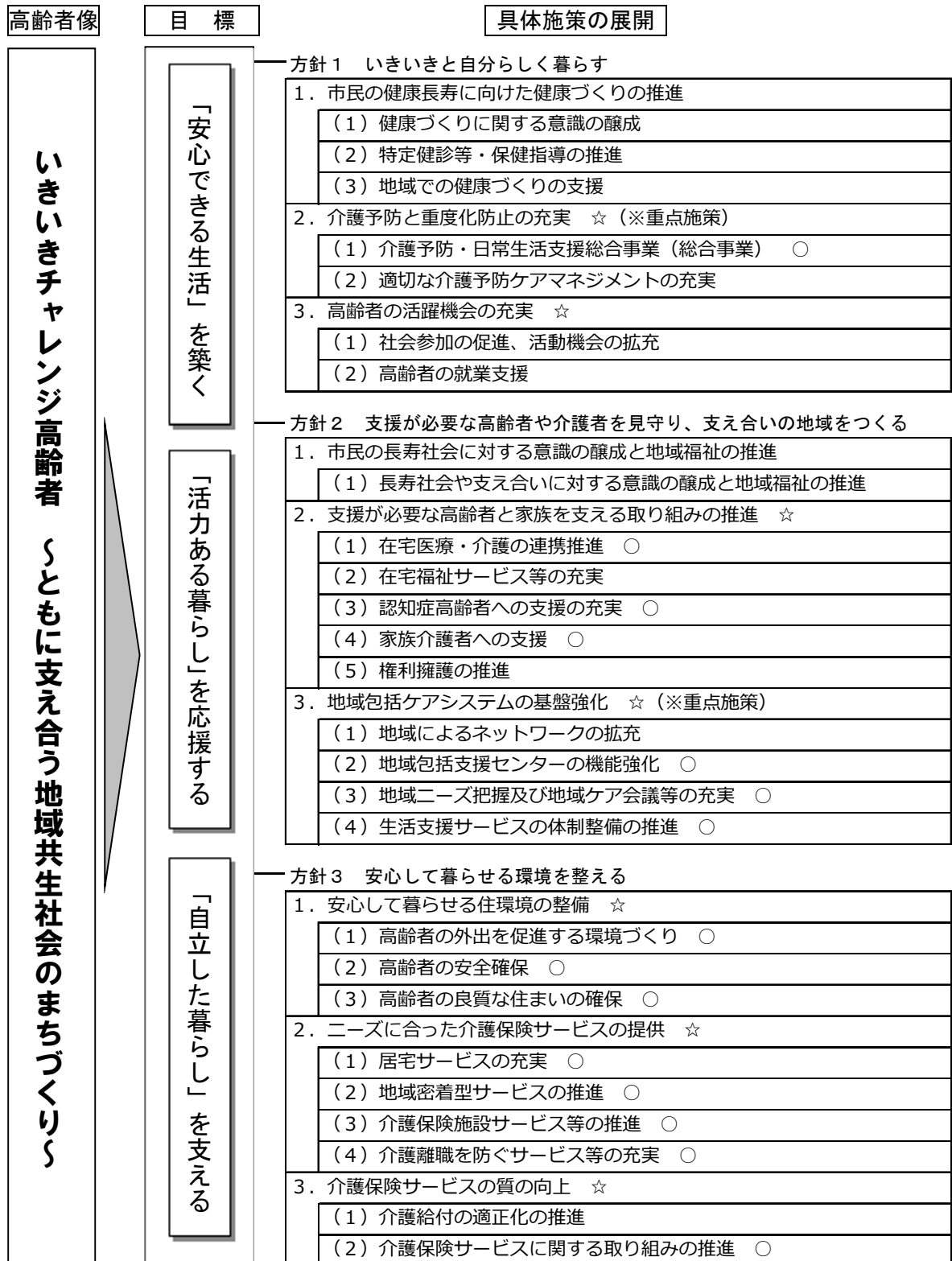


A3 サイズ 地域包括ケアシステムイメージ図

p 17-18

1-5 施策の体系

今後3年間の高齢者保健福祉施策については、次のような施策の体系に基づき進めるとします。 ※の項目は重点施策です。





方針1 いきいきと自分らしく暮らす

1 市民の健康長寿に向けた健康づくりの推進

市民が高齢期においても、心身の健康を保ち、いきいきとした生活を営むことができるよう、若年期からの健康に対する意識の高揚を図ります。また、市民が自主的に生活習慣病予防活動に取り組めるよう、健康診査の受診機会の拡大や健康教育・イベントの充実等を進めます。

(1) 健康づくりに関する意識の醸成

施策・事業等の内容	所管課
①子どもから高齢者まで、各ライフステージに応じた健康増進を目指すため、「健康・食育うらそえ 21（第2次浦添市健康増進計画・浦添市食育推進計画）」の周知及び普及啓発を図り、市民の健康づくりに対する意識の高揚を図ります。加えて、意識高揚と健康づくりへの市民の主体性が確保できるよう、市民参加型の組織「(仮称)健康うらそえ推進市民会議」の設置を検討します。	健康づくり課
②「健康講演会」や「3kg減量市民大運動」、「てだこウォーク」への参加促進、小中学校PTAや市内企業への健康づくりに関する出前講座の実施等により、市民の健康づくりへの意識高揚を図ります。	健康づくり課 文化スポーツ振興課 観光振興課

<取り組みの目標値>

■健康づくり課

項目	実績 平成28年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度
健康講演会等参加者数	1,638人	2,100人	2,200人	2,300人
3kg減量市民大運動参加者数 (健康チャレンジ手帳の配布数)	260人	310人	330人	350人

■観光振興課 (※平成29(2017)年度までは社会体育課所管)

項目	実績 平成28年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度
てだこウォーク大会参加人数	10,509人	8,000人以上	8,000人以上	8,000人以上

(2) 特定健診等・保健指導の推進

施策・事業等の内容	所管課
①市民が自らの健康状態を把握し、疾病等の早期発見や早めの生活習慣病予防に取り組むことができるよう、総合健診（特定健診+がん検診）をはじめ、長寿健診、歯周疾患検診等の各種健（検）診受診に向け、様々な機会を通じて勧奨を図るとともに、長期未受診者への電話や個別訪問による受診勧奨、働き盛り世代への通知方法の工夫、自治会や医療機関等と連携した健（検）診受診の促進を図ります。	健康づくり課
②市民が自らの健康管理に適切に取り組めるよう、市役所における出張特定健診の実施や夜間健診の推進等、健（検）診受診機会の充実を図ります。	健康づくり課
③保健相談センターにおいて実施している健康相談等を継続するとともに、各種事業を通して健康相談の周知を図り、市民の健康づくり支援を行います。	健康づくり課
④高齢期になって要介護状態にならないよう、健診結果に基づく保健指導の徹底や生活習慣病予防をテーマとした健康講演会の開催等により、若年期からの生活習慣病予防を推進します。	健康づくり課

<取り組みの目標値>

■健康づくり課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
特定健診受診率	34.3%	36.0%	40.8%	45.6%
各種がん検診受診率（%）				
胃がん検診	8.8%	10.3%	10.5%	10.7%
肺がん検診	12.0%	13.3%	13.5%	13.7%
大腸がん検診	11.2%	11.8%	12.0%	12.2%
子宮がん検診	7.3%	9.3%	9.5%	9.2%
乳がん検診	7.6%	10.1%	10.3%	10.5%

(3) 地域での健康づくりの支援

施策・事業等の内容	所管課
①特定健康診査等の結果から地域ごとの健診データを分析し、地域の実情に合わせた健康教育を実施します。	健康づくり課
②地域での主体的な健康づくりに資するよう、食生活改善推進員の養成及び活動者の確保に取り組むとともに、研修等への案内を行い推進員のスキルアップを図ります。	健康づくり課

2 介護予防と重度化防止の充実 ☆（重点施策）

介護予防や重度化防止の普及啓発に取り組むとともに、身体や認知機能の低下がみられる住民の早期把握に努め、介護予防活動への参加を促します。地域住民や事業所、NPOなど多様な主体の参画を促進し、高齢者のニーズを把握しながらサービスを充実することで、個々の利用者に適したサービスを提供します。

身近な地域で介護予防に取り組むことができる通いの場を創出し、通いの場の運営を地域住民等が主体的にできるように支援します。

介護予防や自立の促進、重度化防止に対して効果的な介護予防サービスが展開できているか、効果的な介護予防ケアマネジメントが推進できているかなどの事業の評価を行います。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） ○

1）一般介護予防事業の推進（すべての高齢者が対象）

施策・事業等の内容	所管課
①心身機能の低下や閉じこもり等、何らかの支援を必要とする高齢者を適切な支援につなげるため、窓口対応や訪問の機会を活用するなど、支援が必要な高齢者の早期把握に努めます。加えて、民生委員等の地域からの情報収集に努めます。	いきいき高齢支援課
②要介護状態への移行を予防し、いつまでも元気で暮らすことができるよう、各介護予防教室や老人クラブの活動、ふれあいサロンなどの様々な場を利用して、介護予防の普及啓発を図るとともに、一般介護予防事業（生きいき健康クラブ、栄養教室、体操教室等）への参加を促進します。特に男性への参加呼びかけを強化します。	いきいき高齢支援課
③生活支援コーディネーターを中心に、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）と連携しながら生活支援の担い手の育成、自主サークル設置促進等、自治会単位を目安に住民主体の介護予防活動、組織の育成・支援に取り組みます。 自主サークル化をサポートする仕組みづくりを地域に働きかけます。地域との関わりが少なくても身近な場所で介護予防が取り組めるよう、教室等への参加を呼びかけます。	いきいき高齢支援課
④地域における介護予防の取り組みを強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、地域の通い・集いの場などへのアドバイザーとしてリハビリテーション専門職や栄養士、薬剤師等と連携し、技術的助言を行います。	いきいき高齢支援課
⑤介護予防・重度化防止の効果を検証するため、PDCAサイクルに基づいた事業評価を行います。	いきいき高齢支援課

総合事業のサービス 一般介護予防事業の説明

総合事業のサービス構成		実施メニュー
一般介護予防事業	①介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
	②介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
	③地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動等の育成・支援を行う
	④一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業を含めた総合事業全体の評価を行う
	⑤地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目		実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
介護予防把握事業	基本チェックリスト 実施件数	1,043 人	1,635 人	2,043 人	2,553 人
介護予防普及啓発事業	生きいき健康クラブ 参加延人数	14,762 人	15,000 人	15,200 人	15,400 人
	体操教室（生きいき体操教室） 参加延人数	1,157 人	1,200 人	1,300 人	1,400 人
	筋力トレーニング教室（生きいき 筋力クラブ）参加延人数	563 人	600 人	650 人	700 人
	水中運動教室（いまいゆクラ ブ）参加延人数	368 人	400 人	420 人	440 人
	その他介護予防講話等（いきい き百歳体操体験会、認知症予防 教室、ぬちぐすい栄養教室、歯 がんじゅう教室など）	492 人	550 人	600 人	650 人
地域介護 予防活動 支援事業	介護予防サークル等設立支援 （いきいき百歳体操サークル、 栄養サークルなど） 支援団体数	6 団体	10 団体	15 団体	20 団体
地域リハ ビリテー ション活 動支援事 業	地域介護予防活動へのリハビ リ専門職の派遣（派遣回数）	2 回	5 回	10 回	15 回

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進（要支援認定者、総合事業対象者）○

施策・事業等の内容	所管課
①従前相当の介護予防訪問介護や介護予防通所介護のほか、地域やNPO等と連携しつつ、多様な主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型サービスC及びA、通所型サービスC及びA）の提供を促し、生活機能の向上及び在宅生活を支援します。	いきいき高齢支援課
②地域等の多様な主体と連携し、活動の場が広がる移動支援のニーズに対応するサービスなど、未実施の介護予防・生活支援サービス（訪問型サービスB及びD、通所型サービスB、その他の生活支援サービスなど）の開発を検討していきます。	いきいき高齢支援課

総合事業のサービス 介護予防・生活支援サービス事業の説明

総合事業のサービス構成		実施メニュー	
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	①訪問介護（現行の訪問介護相当）	訪問介護員による身体介護、生活援助
		②訪問型サービスA（緩和基準）	生活援助等
		③訪問型サービスB（住民主体）	住民主体の自主活動として行う生活援助等
		④訪問型サービスC（短期集中）	保健師等による居宅での相談指導等
		⑤訪問型サービスD（移動支援）	通院等をする場合における送迎前後の生活支援等
	通所型サービス	①通所介護（現行の通所介護相当）	通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練
		②通所型サービスA（緩和基準）	ミニデイサービス、運動・レクリエーション等
		③通所型サービスB（住民主体）	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場
		④通所型サービスC（短期集中）	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
	その他の生活支援サービス（見守り、訪問型サービス等）		栄養改善を目的とした配食や、住民ボランティア等が行う見守り、訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援
介護予防ケアマネジメント		自立した日常生活を送ることができるよう必要な支援の実施	

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目		実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス 年間利用延人数	2,744 人	8,014 人	8,412 人	8,832 人
	訪問型サービス C 年間利用実人数	3 人	12 人	15 人	18 人
	訪問型サービス A 年間利用実人数	7 人	20 人	30 人	40 人
	未実施訪問サービスの開発検討（訪問型サービスB、訪問型サービスDなど）	未実施	検討	検討	検討
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス 年間利用延人数	6,368 人	24,144 人	25,344 人	26,604 人
	通所型サービス C（運動）年間利用実人数	55 人	70 人	80 人	90 人
	通所型サービス C（口腔）年間利用実人数	4 人	10 人	15 人	20 人
	通所型サービス C（栄養）年間利用実人数	0 人	4 人	6 人	8 人
	通所型サービス A（運動）年間利用実人数	11 人	25 人	30 人	35 人
未実施通所サービスの開発検討（通所型サービス）		未実施	検討	検討	検討

(2) 適切な介護予防ケアマネジメントの充実

施策・事業等の内容	所管課
①要支援者等から依頼を受け、介護予防及び日常生活支援を目的とした自立支援のための介護予防ケアマネジメントの充実に向けて、リハビリテーション専門職等と連携した地域ケア会議を活用し、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、要支援者等の状態等にあった適切な介護予防・生活支援サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。また、介護予防ケアマネジメントによる援助が終了しても地域において引続き介護予防・重度化防止に取り組むことができるよう、身近な地域で利用できる場へつなげていきます。	いきいき高齢支援課
②心身機能等の改善等により要支援・要介護認定者から非該当に移行するケースにおいて、必要に応じて継続的な支援ができるよう、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所等の連携促進を図ります。	いきいき高齢支援課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
介護予防ケアマネジメント実施延人数	1,459 人	4,248 人	4,683 人	4,917 人

平成 29 (2017) 年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
介護支援専門員に対する研修会の開催回数	13 回	12 回	12 回	12 回

3 高齢者の活躍機会の充実 ☆

高齢者が身近な地域で生きがいをもって暮らし続けていくことができるよう、地域活動や生涯学習活動等で多様なメニューの提供を行うとともに、そうした活動に容易に取り組めるよう様々な機会を通じて情報提供に努めます。

(1) 社会参加の促進、活動機会の拡充

施策・事業等の内容	所管課
①高齢者の生きがいづくりの支援充実を図るため、単位老人クラブ会員数の増加やリーダー（後継者）の育成等の支援を行います。	いきいき高齢支援課
②自治会や老人クラブ、小学校等と連携しつつ、交通安全指導員による通学路の見守り、地域の清掃活動、地域学校協働活動等、安心・安全のまちづくりに資するボランティア活動への参加を促進します。また、図書館ボランティアや歴史ガイド等、文化系ボランティア活動への参加を促進します。	いきいき高齢支援課 教育総務課 市民生活課 文化財課 図書館
③高齢者が社会教育活動を通じ、地域活動等の社会貢献活動に参加できるよう、「てだこ学園大学院」の学習内容の充実を図るとともに、地域活動等への参加促進及びリーダー育成を進めます。	教育総務課 市民生活課
④高齢者が自らの経験や知恵を活かして教育文化活動、地域活動等様々な場面で活躍することができるよう、生涯学習講座や社会福祉協議会との連携等を通して、ボランティアの養成・確保に取り組みます。	福祉総務課 教育総務課
⑤高齢者3施設（老人福祉センター、地域福祉センター、かりゆしセンター）における講座の開催や自主学習の促進及び学習相談支援を行うとともに、ニーズの把握や内容の充実等を図り、各種講座への参加促進等を図ります。	いきいき高齢支援課 教育総務課
⑥高齢者3施設、中央公民館での講座終了後も高齢者が継続した生きがいづくり活動に取り組めるよう、自主サークルの設置支援を進めるとともに、自主サークルによる地域活動が行えるよう、活動の把握と活動支援を行います。	いきいき高齢支援課 中央公民館
⑦閉じこもりがちな高齢者等の社会参加や地域間・世代間交流を促進するため、生きがいと健康づくり事業を実施します。また、日常生活圏域ごとの事業展開を図ることができるよう、講座やイベントのアウトリーチ等により、参加機会の拡充を図ります。	いきいき高齢支援課
⑧高齢者が地域活動や社会教育活動等にスムーズに参加できるよう、ボランティア等活動団体、生涯学習講座等の情報一元化を図るとともに、紹介パンフレットの作成・配布、市ホームページを通しての発信、ボランティア・市民活動支援センターや中学校区地域保健福祉センターからの紹介等様々な方法で情報提供を進めます。	いきいき高齢支援課 福祉総務課 市民協働・男女共同参画課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
老人クラブ会員数	1,574 人	1,606 人	1,638 人	1,670 人
老人福祉センター等での講座 受講者数	6,410 人	6,400 人	6,600 人	6,800 人

■文化財課 平成 29 (2017) 年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
ガイド会員数	59 人	75 人	75 人	75 人

■中央公民館

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
サークルの社会教育活動 参加団体数、開催回数及び参加人数	35 団体 111 回 798 人	50 団体 130 回 900 人	60 団体 140 回 950 人	70 団体 150 回 1,000 人



(2) 高齢者の就業支援

施策・事業等の内容	所管課
①高齢者の生きがい就労ニーズに対応するため、市シルバー人材センターとの連携のもと、人材センターの周知を図るとともに、会員数増加に向けた支援等を行います。	産業振興課
②市シルバー人材センター及び沖縄県シルバー人材センター連合主催の技能講習会等の周知を図るとともに、時代のニーズに即した技能習得に対応できるよう、講習内容の充実を促します。	産業振興課
③市シルバー人材センターの活動拠点の整備及び機能充実を図るための検討を進めます。	産業振興課
④高齢者の就業相談窓口として、浦添市ふるさとハローワークやシルバー人材センターの周知を図るとともに、就業ニーズに応じた就業相談に取り組みます。	産業振興課
⑤市シルバー人材センター等との連携により就業ニーズの把握に努め、職域開拓及び就業機会の確保に取り組みます。	産業振興課
⑥起業意欲のある高齢者等を支援していくため、創業セミナー等の周知と参加促進を図っていくとともに、国等の各種支援制度の周知を進めます。	産業振興課

<取り組みの目標値>

■産業振興課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
シルバー人材センター会員数	438 人	500 人	525 人	550 人
シルバー人材センター会員の 就業率	84.5%	88.0%	88.5%	89.0%

方針2 支援が必要な高齢者や介護者を見守り、支え合いの地域をつくる

1 市民の長寿社会に対する意識の醸成と地域福祉の推進

浦添市社会福祉協議会との連携のもと、高齢者への尊敬や互いへの思いやりを高める住民参画による地域での見守り活動等を支援するとともに、福祉のまち、地域共生社会をめざします。

高齢者をはじめ、市民に広く地域づくりへの参加を呼びかけ、浦添市らしい地域共生社会をめざすため、高齢者福祉やまちづくりに関する取り組みの情報等を発信・共有していきます。

(1) 長寿社会や支え合いに対する意識の醸成と地域福祉の推進

施策・事業等の内容	所管課
①保育所や児童センター等における敬老の日の訪問、各学校の特色に応じた諸活動を通して、高齢者を敬う心を育みます。	保育課 学校教育課
②自治会等が開催する地域の敬老行事や高齢者3施設（老人福祉センター、地域福祉センター、かりゆしセンター）の敬老イベント等を通し、高齢者への感謝の意を伝えるとともに市民の敬老意識の高揚を図ります。	いきいき高齢支援課
③地域での世代間交流等の行事や各種事業への参加を通じ、自然に交流ができ、支え合いの意識が高まり地域の困りごとに気がつく市民が増えるよう、地域行事や地域で実施する市の各種事業への参加を呼びかけます。	福祉総務課 いきいき高齢支援課
④高齢者をはじめ、障がい者や子どもなどすべての住民を対象としたてだこ・結プラン（浦添市地域福祉計画）に基づき、地域住民等の参画による地域の課題解決、見守り・声かけ、ゴミ出し等の手伝いなどの取り組みを関係機関とともに支援し、共に支え合う地域の実現をめざします。	福祉総務課
⑤福祉関連施設の窓口をはじめ、主要な公共施設へのパンフレットの設置や「広報うらそえ」、市ホームページ等の情報媒体の活用、「介護の日」や介護予防月間等のイベントを利用した情報発信等により、高齢者福祉に関する情報提供・発信を行います。また、身近な相談窓口として定着するよう地域包括支援センターの周知を図ります。	いきいき高齢支援課
⑥高齢者を含むすべての市民に対して、高齢者福祉や市の情報をわかりやすく提供するため、広報などについては、引き続き字体や見せ方の工夫やユニバーサルデザインの普及に努めます。	国際交流課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

施策・事業等の内容	所管課
⑦地域の支え合いの活動母体となる「コミュニティづくり推進委員会」の活動を推進し、地域に根ざした取り組みの効果的促進を図ります。	福祉総務課

<取り組みの目標値>

■国際交流課 平成 29 (2017) 年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
広報誌UDフォント使用	100%	100%	100%	100%
HPアクセシビリティ基準準拠	A～C	AA	AA	AA

2 支援が必要な高齢者と家族を支える取り組みの推進 ☆

在宅の高齢者やその家族等が在宅生活での様々な不安や負担等を軽減し、地域での暮らしが継続できるよう、医療、介護等が一体的に提供される環境づくりや在宅福祉サービスの提供を図ります。

(1) 在宅医療・介護の連携推進 ○

施策・事業等の内容	所管課
①在宅医療・介護を必要とする市民からの相談やサービス利用に適切に対応できるよう、浦添市医師会や浦添市在宅医療ネットワークをはじめ、多職種間（医師、歯科医師、介護支援専門員、訪問看護師等）の連携強化を図るとともに、専門職を対象とした知識の習得・向上のための研修開催に取り組みます。	いきいき高齢支援課
②在宅医療、在宅介護を担う医療機関や事業所等について、浦添市在宅医療・介護連携支援センターうらっしーのホームページ等での情報発信に努め、広報うらそえや市ホームページ等を活用し、浦添市在宅医療ネットワークの普及促進を図るとともに、在宅療養支援診療所の拡充を促進します。また、引き続き、かかりつけ医の普及・定着に取り組みます。	いきいき高齢支援課
③医療と介護が相互に連携しながら市民の在宅生活や急変時を支えるため、医療及び介護職等専門職からの在宅医療に関する相談対応や、高齢者の入退院時における関係機関（病院、介護保険事業所等）の情報共有の支援、コーディネートするなどの機能強化に努めます。	いきいき高齢支援課
④医療及び医療機関、介護に関する身近な相談窓口として、浦添市在宅医療・介護連携支援センターうらっしー等の周知を図るとともに、	いきいき高齢支援課

施策・事業等の内容	所管課
多様な情報媒体を活用し、浦添市医師会や南部地区歯科医師会等との連携のもと、市民が適切に医療・介護サービスが受けられるよう支援します。	
⑤在宅医療・介護連携に関する市民への普及啓発に取り組むとともに、看取り（ターミナルケア）の体制充実に向け、市民の理解促進、支援技術向上等を促進するため保健・医療・福祉・介護等各専門領域の連携強化を図ります。	いきいき高齢支援課
⑥医療・介護の関係者による会議を開催し、在宅医療・介護連携に関する課題の把握及び対応策の検討を行います。また、広域的な連携が必要な事項について、他市町村と連携を図ります。	いきいき高齢支援課
⑦介護療養型医療施設の廃止について経過措置期間がさらに6年間延長（平成35（2023）年度末まで）されたため、国の動向を勘案しながら、当該利用者の受け皿の確保を検討します。（再掲）	いきいき高齢支援課
⑧介護人材の確保・育成・定着のため、事業所や県等の関係機関と連携し、働きやすい職場環境に向けた研修等の実施を促進します。また、介護に携わる職員向けに介護技術や知識を学ぶことができる研修等の開催を促進します。また、介護の日や各種イベント等を活用し、介護の仕事の理解普及や魅力を発信します。（再掲）	いきいき高齢支援課 産業振興課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課 平成29（2017）年度は見込み値

項目	実績 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度
在宅医療・介護連携支援センター数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
在宅医療・介護連携支援センター運営委員会	2回	2回	2回	2回
在宅医療・介護連携支援センターうらっしー市民公開講座	1回	1回	1回	1回

(2) 在宅福祉サービス等の充実

1) ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等への支援

施策・事業等の内容	所管課
①ひとり暮らし高齢者の在宅中の緊急時の対応、不安感・孤独感の解消を図ることができるよう、緊急通報システムの利用促進を図っていきます。	いきいき高齢支援課
②高齢者のニーズや状況を踏まえ、栄養バランスのとれたお弁当を配達（夕食のみ）し、食生活の改善と健康促進を図るとともに見守りを行います。	いきいき高齢支援課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
緊急通報システム利用者数	153 人	158 人	171 人	179 人

2) 施設福祉サービスの取り組み推進

施策・事業等の内容	所管課
①経済的な理由等により、住まいの確保が困難な高齢者への支援を図るため、養護老人ホームでの保護措置を継続します。また、養護老人ホーム入所者の要介護状態の進行を抑制するために、介護保険サービスの利用措置を進めます。	いきいき高齢支援課
②虐待等により緊急的に保護が必要な高齢者への対応が適切に行われるよう、小規模多機能型施設等との連携を図ります。	いきいき高齢支援課

3) 救急医療情報キット配布事業

施策・事業等の内容	所管課
①緊急時にかけつけた救急隊や搬送先医療機関等の迅速かつ適切な処置等に資するよう、広報うらそえや市ホームページを通じた情報発信、各種事業を通じた地域への広報活動等により、救急医療情報キットの普及を促進します。	いきいき高齢支援課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課 平成 29（2017）年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
救急医療情報キット配布事業	1,620 件	1,760 件	1,870 件	1,980 件

(3) 認知症高齢者への支援の充実 ○

施策・事業等の内容	所管課
①認知症初期症状への対応が適切に行えるよう、認知症初期集中支援チームにて認知症専門医、認知症地域支援推進員、介護保険サービス事業所等と連携し、認知症のケアサポートを図ります。また、地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員を中心に、地域の認知症の方及びその家族への対応を行いつつ、関係機関等と連携し、地域の認知症ケアの向上を図ります。	いきいき高齢支援課
②自治会ごとの要援護者支援会議の活用や地域包括支援センター、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、民生委員、介護支援専門員等との連携を進め、自治会単位での見守りや認知症高齢者等がひとりりで外出して、自宅に戻れなくなった時の早期発見・通報・保護等に資する見守りネットワークを構築します。	福祉総務課 いきいき高齢支援課
③若年性認知症を含む認知症に対する市民の理解が進むよう、市広報誌等を通じて情報発信等を行い、さらに、「浦添市キャラバンメイト連絡会」との連携を図りながら、地域、学校、企業等での認知症サポーター養成講座を開催します。また、養成した認知症サポーターの活用に向けた取り組み（地域での見守りボランティア等）を行います。	いきいき高齢支援課
④高齢者を含む市民が身近な地域で認知症予防に取り組めるよう、日常生活圏域ごとの地域包括支援センターと連携し、認知症予防教室を開催します。	いきいき高齢支援課
⑤認知症の方の家族等の介護技術の向上と家族同士の交流等が促進されるよう、家族介護教室等の開催や認知症の方やその家族が集う認知症カフェとの連携を推進します。介護している家族の方がより多く参加するよう、地域包括支援センターや介護支援専門員等を通じて、参加を呼びかけます。	いきいき高齢支援課
⑥認知症当事者の地域への社会参加を促進するために、定期的な集いの場として認知症カフェ（居場所づくり）等の設置を行います。	いきいき高齢支援課
⑦若年性認知症になっても、本人及び家族が生活（医療受診、各種福祉・介護サービスの受給、経済的問題に関する支援等）していく上で、将来的にも不安なく生活できるような支援体制を整えます。	いきいき高齢支援課 障がい福祉課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
認知症初期集中支援チームの設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
認知症地域支援推進員の配置 (各地域包括支援センターへ 1 人ずつ配置)	4 人	5 人	5 人	5 人
認知症ケアパス作成 (浦添市版)	作成中	更新	更新	更新
介護者の交流の場の開催（交 流の場+家族介護教室）	21 回	37 回	37 回	37 回
認知症の方の交流の場の開催	23 回	36 回	36 回	36 回
認知症カフェの設置数	3 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
認知症サポーター養成人数	936 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人

(4) 家族介護者への支援 ○

施策・事業等の内容	所管課
①在宅要介護者の介護を担っている家族の身体的、精神的、経済的な負担を軽減するため、在宅介護手当の支給等による支援を行います。	いきいき高齢支援課
②適切な介護知識や技術の習得を支援するとともに、介護者同士の交流の機会を創出し、介護者の身体的、精神的な負担が軽減するよう取り組みを進めます。	いきいき高齢支援課
③市民や事業所等に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方やフレックスタイム制度、テレワーク、短時間正社員制度など仕事と介護が両立できる多様な働き方の普及啓発を行います。	産業振興課 市民協働・男女共同参画課
④就労と介護や子育て等の両立に向けた相談窓口を周知します。	産業振興課 市民協働・男女共同参画課

(5) 権利擁護の推進

施策・事業等の内容	所管課
①市民や介護施設従事者等へ高齢者虐待の相談通報窓口である地域包括支援センターや庁内の対応窓口の普及・啓発を行います。また、関係機関等においても、虐待防止に関する制度や虐待要因の現状分析等について周知を図るとともに、必要時には研修等を行い虐待防止及び予防に努めていきます。	いきいき高齢支援課
②関係機関等との情報交換及び高齢者への支援体制の整備等を目的とした高齢者地域包括支援連絡協議会と連携しながら、虐待防止に向けた対策のあり方や関係機関との連携強化の方法を検討します。虐待事案については、対応マニュアル（浦添市高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する規則）に基づき、適切に対応していきます。	いきいき高齢支援課
③市ホームページや広報うらそえ等を通して、成年後見制度等の権利擁護事業の周知を図ります。また、特別な事情で成年後見制度の利用が困難な市民については、市長申し立てや費用等の支援を行います。	いきいき高齢支援課
④「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、判断能力が不十分であっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組みの構築を図ります。 (成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画)	いきいき高齢支援課
⑤社会福祉協議会との連携により、日常生活自立支援事業を推進するために、専門員や生活支援員の確保を進めるとともに、市民後見人の育成及び法人後見人の確保等、支援体制の充実を図ります。	いきいき高齢支援課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課 平成 29（2017）年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
高齢者地域包括支援連絡協議会の開催	1 回 (28 年度)	1 回	1 回	1 回
権利擁護支援業務 (高齢者虐待の支援件数)	10 件	11 件	12 件	13 件
成年後見制度利用支援事業利用人数	4 人	5 人	6 人	7 人

3 地域包括ケアシステムの基盤強化 ☆ (重点施策)

高齢者が住み慣れた地域で、自らの意思や希望にそった日常生活をおくることができるよう、本計画で位置づける介護予防や医療・介護・住まい・生活支援などのサービスが一体的に提供できる体制の強化に向け、社会福祉協議会をはじめ多様な主体間の参画のもと進めていきます。

さらに、地域の課題を抽出し、解決策を検討する地域マネジメントの強化や、地域包括ケアシステム構築の中核として高齢者などの生活全般の相談を受け必要な支援等を行う地域包括支援センターの機能の充実を進めます。

(1) 地域によるネットワークの拡充

施策・事業等の内容	所管課
①高齢者の閉じこもり防止や見守り等のため、民生委員や老人クラブ等の元気高齢者による見守りやボランティア等の活動を支援・促進します。地域活動等への参加意向を持つ高齢者が活動に参加するきっかけづくりを地域と共に取り組みます。	福祉総務課 いきいき高齢支援課
②社会福祉協議会の開催する各種ボランティア養成講座との連携等により、地域のボランティア人材の育成・確保に取り組みます。 また、災害時要援護者等の避難支援者や介護予防活動の支援者など、様々な取り組みで育成・確保される人材や事業所に対し、地域包括ケアシステムの理解促進に努め、多様な主体が参画するネットワークづくりを進めます。	福祉総務課 いきいき高齢支援課
③社会福祉協議会をはじめとする各種福祉団体等への活動を支援するとともに、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や生活支援コーディネーター等との連携により、自治会や民生委員等の実施する地域の福祉活動及び支え合い活動、通いの場の活性化に必要なアドバイス等の支援や仕組みづくりを進めます。 地域の高齢者や住民が身近な地域で気軽にいろいろな相談ができ、交流できる憩いの場所として利用してもらえよう、自治会集会所等の周知等を図ります。	福祉総務課 いきいき高齢支援課 市民生活課
④地域ケア会議、第一層（市全域）、第二層（日常生活圏域）協議体等の開催や参加を通して、関係機関（多職種）のネットワークの拡充を目指します。	いきいき高齢支援課 福祉総務課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

(2) 地域包括支援センターの機能強化 ○

施策・事業等の内容	所管課
①地域包括支援センターを日常生活圏域ごとの地域包括ケアシステム構築の中核機関として位置づけ、中学校区地域保健福祉センターとの相互連携を促進し、高齢者の保健医療及び介護等に関する総合相談の充実、地域のニーズや高齢者の実態把握に取り組みます。	いきいき高齢支援課
②把握した課題に適切に対応できるよう、地域包括支援センターの専門職等の更なるスキルアップを支援し、コーディネート機能やマネジメント機能を充実します。	いきいき高齢支援課
③支援が必要な高齢者及びその家族の意向を踏まえつつ、要介護状態への移行や状態の悪化等を防ぐため、適切なサービス利用へつなげるとともに、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や民生委員、自治会等の多様な地域資源を活用・連携したケアマネジメントを推進します。	いきいき高齢支援課
④地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）等が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの専門職や介護支援専門員連絡会など関係団体や機関との連携のもと、支援策等の意見交換や事例検討会を開催します。	いきいき高齢支援課
⑤地域包括支援センター事業等の定期的な点検評価を行い、地域包括支援センター運営協議会等での内容報告に対する指導助言により、業務の改善や機能の充実に努めます。	いきいき高齢支援課
⑥各地域包括支援センターの担当する日常生活圏域の高齢化の進行や業務量等の変化に応じて適切な体制を検討し、効果的な支援及び運営をめざします。	いきいき高齢支援課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
総合相談支援業務件数	6,755 件	6,900 件	7,050 件	7,200 件
包括的・継続的ケアマネジメント業務（事例研修会の開催）	4 回	5 回	5 回	5 回
地域包括支援センター運営協議会の開催	1 回	1 回	1 回	1 回

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

(3) 地域ニーズ把握及び地域ケア会議等の充実 ○

施策・事業等の内容	所管課
①地域包括支援センターと中学校区地域保健福祉センターの連携（CSW・包括支援連絡会議の開催）を支援するとともに、様々な相談に対する的確な状況把握、専門的・継続的な関与、または緊急的対応の必要性の判断を行うなど、相談機能の充実に取り組みます。	いきいき高齢支援課 福祉総務課
②自治会に設置が進められている「ふれあい相談窓口」と連携し、寄せられる課題などからも高齢者ニーズを洗い出すとともに、地域での対応が難しい場合は関係機関とともに支援を行います。身近な相談窓口として「ふれあい相談窓口」の設置を促進します。	福祉総務課
③地域ケア会議の開催支援を行い、個別事例のケアマネジメントから地域の共通した課題やニーズを把握し、地域の関係機関等、多職種間で共有します。課題に対応するため、社会資源を活用しながら必要なサービスを検討・開発し、地域の中で支援ネットワークづくりに取り組むことができるよう、生活支援コーディネーター等による地域を支援します。 また、各日常生活圏域からあげられた課題・ニーズに対応した政策形成につなげるため、庁内の関係部局の連携強化と市全体での地域ケア推進会議の開催に取り組みます。	いきいき高齢支援課 福祉総務課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
地域包括支援センター担当圏域レベルの地域ケア会議の開催回数	24 回	30 回	35 回	40 回
市の地域ケア会議の開催回数	7 回	8 回	9 回	10 回

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

(4) 生活支援サービスの体制整備の推進 ○

施策・事業等の内容	所管課
①高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供の充実に向けて、担い手やサービスの開発、支援者や多職種間のネットワークづくりなどを行う、第一層（市域での活動）、第二層（日常生活圏域での活動）の生活支援コーディネーターの活動を支援します。	いきいき高齢支援課
②第二層生活支援コーディネーターを含め、生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、地域の実情に応じた住民主体の多様なサービスの開発及び生活基盤体制整備の構築に向けた情報共有及び連携強化の場として、第二層協議体の設置・活性化を支援します。	いきいき高齢支援課
③地域の介護支援専門員等が、地域における健康・生きがいづくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等、様々な社会資源を活用できるよう、資源の整理を行うとともに、中学校区地域保健福祉センターとの連携・協力体制の強化を促進します。	いきいき高齢支援課 福祉総務課

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課

項目	実績 平成 28 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
第一層協議体設置数	1	1	1	1
第一層協議体開催回数	1 回	2 回	3 回	3 回
第二層協議体設置数	未設置	5	5	5
第二層協議体開催回数	未開催	15 回	20 回	20 回

方針3 安心して暮らせる環境を整える

1 安心して暮らせる住環境の整備 ☆

既存の公共公益施設については、段差の解消、手すりの設置等バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン等の普及により、高齢者をはじめ、誰もが利用しやすい整備を進めます。

また、交通機関の利用が難しい高齢者への外出支援サービスの提供や利便性の向上に努め、引き続き新たな移送サービスの導入を検討するなど、高齢者が気軽に外出できる環境を整えます。加えて、いざという時のために、日頃から交通安全や防災対策を進めます。

高齢者の地域での暮らしを支援するため、その基盤となる住宅の確保支援等に取り組みます。

(1) 高齢者の外出を促進する環境づくり ○

1) バリアフリー化の促進

施策・事業等の内容	所管課
①沖縄県福祉のまちづくり条例等に基づき、公共施設をはじめとする建築物や道路、公園等のバリアフリー化を推進し、高齢者をはじめすべての市民が安全かつ快適に利用できる環境整備・改善を進めます。	建築営繕課 道路課 美らまち推進課
②高齢者の安全に配慮し、歩道の幅員確保や段差解消、点字ブロックの設置等による良好な歩行者空間づくりを進めます。	道路課
③計画から維持管理まで積極的な住民参加を促し、高齢者の視点も踏まえ、利用者に配慮した公園づくりを推進します。	美らまち推進課
④建築指導を通じた設計者等へのバリアフリー、ユニバーサルデザインの意識啓発を図り、誰もが快適に利用できる環境づくりを促進します。	建築指導課

2) 移動支援の充実

施策・事業等の内容	所管課
①外出時に介護を要する公共交通機関の利用が難しい高齢者を対象とした「高齢者外出支援サービス」の利用範囲の見直しなど利便性の向上を検討し、サービスの充実を図ります。	いきいき高齢支援課
②民間事業所やNPO等の活用による新たな移送サービス（医療機関等送迎バスの利用、介護・福祉タクシーや路線バス利用券の交付、小型車両を活用した移動支援等）導入のため、ニーズ調査の実施及び導入促進に向けて取り組みます。	いきいき高齢支援課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

<取り組みの目標値>

■いきいき高齢支援課 平成 29（2017）年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
移動支援サービス利用者数	63 人	80 人	90 人	100 人

（2）高齢者の安全確保 ○

1）交通安全対策の推進

施策・事業等の内容	所管課
①浦添市交通安全推進協議会、浦添地区交通安全協会による高齢者向け安全教室の開催や広報うらそえ等を通じた情報発信等、高齢者の交通安全意識の普及啓発を図ります。	市民生活課

<取り組みの目標値>

■市民生活課 平成 29（2017）年度は見込み値

項目	実績 平成 29 年度	2018 年度 平成 30 年度	2019 年度 平成 31 年度	2020 年度 平成 32 年度
高齢者を中心とした交通安全教室	10 回	10 回	10 回	10 回

2）災害時の避難対策

施策・事業等の内容	所管課
①地域の防災力向上のため、自主防災組織の立ち上げを促進するとともに、地域における防災に関する講演会や避難訓練実施等の支援に取り組めます。	防災危機管理室
②災害時に高齢者等要援護者の円滑な避難を支援するため、災害時要援護者避難支援制度の理解促進及び名簿への登録を進めます。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員連絡協議会等と連携しつつ、要援護者の支援者を確保します。さらに、関係部局・機関及び自治会等関係団体との連携のもと、災害時における避難等サポート体制の充実及び避難支援や安否確認に備え、日常的な声かけや見守り等の地域活動の強化を促進します。	福祉総務課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

(3) 高齢者の良質な住まいの確保 ○

施策・事業等の内容	所管課
①住宅の確保が困難な高齢者に対し、市営住宅空き家募集抽選時の優遇措置を行います。エレベーターのない市営住宅において、1階に空き家が出た場合、意向に応じて上層階の高齢者の住み替えに取り組みます。	建築営繕課
②住宅担当部局等との連携のもと、サービス付き高齢者向け住宅制度の登録住宅の確保及び利用促進に向け、住宅管理者や市民に対して制度の周知を図ります。	いきいき高齢支援課
③高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、沖縄県居住支援協議会等の動向を踏まえ、高齢者を対象とした居住サポート事業を進めます。また、居住相談等に取り組む各種団体や事業所等の情報を集め、それら相談窓口の利用を促進します。	いきいき高齢支援課 建築営繕課
④沖縄県居住支援協議会と連携しつつ、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業や低額所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の活用促進、一般財団法人高齢者住宅財団の家賃債務保障制度等の情報発信等に取り組み、高齢者が入居できる住宅の確保を図ります。	建築営繕課 いきいき高齢支援課
⑤沖縄県と連携しつつ、増加傾向にある有料老人ホームの実態把握に努めるとともに、入居相談にも適切に対応できるよう、有料老人ホーム事業所との連携を強化します。	いきいき高齢支援課
⑥介護認定を受けた高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険制度の住宅改修の周知及び利用促進を図ります。また、骨折や転倒による要介護状態への移行を予防するため、住宅等のバリアフリー化を促進します。	いきいき高齢支援課
⑦住宅の質の向上を図るため、バリアフリー改修工事等を補助対象とする「浦添市住宅リフォーム支援事業」を進めます。	建築営繕課

2 ニーズに合った介護保険サービスの提供 ☆

介護が必要になった高齢者の状態や意向にそったサービスを提供し、地域での暮らしを支えます。介護保険制度の変更・充実に適切に対応していくことができるよう、高齢者のニーズ等の把握と介護保険サービス事業所等との連携に取り組み、サービス利用状況の分析を踏まえたサービス提供をめざします。家族介護の不安や負担を軽減し、介護離職者ゼロを目標に介護保険サービスの充実に努めます。

(1) 居宅サービスの充実 ○

施策・事業等の内容	所管課
①住み慣れた家庭や地域で介護が受けられるよう、サービス事業所との連携により、サービスの充実に取り組みます。	いきいき高齢支援課

(2) 地域密着型サービスの推進 ○

施策・事業等の内容	所管課
①常に介護が必要な中重度の要介護認定者の入所ニーズを受け止めるため、入所定員が29名以下の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）を計画期間内に1箇所見込むこととします。	いきいき高齢支援課
②定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護について在宅生活の支援充実に図るため、市民ニーズや事業所の意向を踏まえつつ導入を検討します。	いきいき高齢支援課
③各日常生活圏域での身近なサービスとなる地域密着型サービスの周知を図るため、市の相談窓口でのパンフレットの設置や広報うらそえを通じてサービスの紹介等情報提供を進めます。	いきいき高齢支援課
④地域密着型サービスの質の向上を図るため、集団指導等を実施し、地域密着型サービス事業者との連携をより密にします。	いきいき高齢支援課

(3) 介護保険施設サービス等の推進 ○

施策・事業等の内容	所管課
①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については利用ニーズの把握に努め、引き続き、重度の方の受け入れを見込むこととします。	いきいき高齢支援課
②介護老人保健施設については在宅復帰をサポートするため、計画期間内に30床の確保を見込むものとします。	いきいき高齢支援課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

施策・事業等の内容	所管課
③介護療養型医療施設の廃止について経過措置期間がさらに6年間延長（平成35（2023）年度末まで）されたため、国の動向を勘案しながら、当該利用者の受け皿の確保を検討します。	いきいき高齢支援課

（4）介護離職を防ぐサービス等の充実 ○

施策・事業等の内容	所管課
①介護者の介護不安や負担を軽減し、仕事と介護の両立を支援するため、介護者ニーズを踏まえ、介護サービスの充実、導入を行います。	いきいき高齢支援課
②介護サービスに関する情報を発信するとともに、利用に関する相談窓口を周知します。	いきいき高齢支援課

3 介護保険サービスの質の向上 ☆

介護支援専門員への支援や介護サービス提供事業所との連携を強化し、安心して利用できる質の高いサービスを確保します。

また、計画期間内に居宅介護支援事業の指定権限が市町村に移行されることや、地域密着型通所介護についても市町村が必要に応じて指定が可能になることなどについて適切に対応していきます。

さらには、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを利用しやすくする共生型サービスの提供に向けて取り組みます。事業所や関係機関と連携した介護職員への研修等の開催促進や介護職についての周知を行います。

（1）介護給付の適正化の推進

施策・事業等の内容	所管課
①公平かつ適正な要介護認定を実施するため、認定審査会委員や訪問調査に従事する調査員に研修等を行い、必要な知識の習得と質の向上を図ります。	いきいき高齢支援課
②介護保険事業の運営が適切に行われるよう、浦添市介護保険事業運営委員会等での意見を踏まえた事業内容の改善を行うとともに、給付費等適正化事業の各種取り組み（浦添市介護給付適正化計画）の効果的な実施を図ります。	いきいき高齢支援課
③介護保険事業の適正な利用や介護予防・重度化防止等の大切さを周知するために、広報うらそえや市ホームページ、出前講座等を通じて情報発信を行うとともに、介護の日等実施するイベントでの情報提供を行います。	いきいき高齢支援課

☆：基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項／市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

○：基本指針の市町村介護保険事業計画の任意記載事項

(2) 介護保険サービスに関する取り組みの推進 ○

施策・事業等の内容	所管課
①居宅介護事業所の適切な指定・指導を行い、適切な運営やサービス提供を促進します。また、浦添市介護支援専門員連絡会との制度や施策についての情報交換をするとともに、研究会などへの可能な支援を行うなど連携を強化し、介護支援専門員の更なる技術向上を促進します。	いきいき高齢支援課
②介護サービス及び介護予防サービスに関する相談や苦情などについて市役所や地域包括支援センターに気軽に相談できるよう窓口を周知します。調査や指導などニーズの把握とその対応に努め、サービスの質の向上につなげます。	いきいき高齢支援課
③介護人材の確保・育成・定着のため、事業所や県等の関係機関と連携し、働きやすい職場環境に向けた研修等の実施を促進します。また、介護に携わる職員向けに介護技術や知識を学ぶことができる研修等の開催を促進します。 介護の日や各種イベント等を活用し、介護の仕事の理解普及や魅力を発信します。	いきいき高齢支援課 産業振興課
④障がいのある方が65歳以上になっても使い慣れた事業所においてサービスが利用できるよう、また、介護等に携わる人材も限りがある中で地域の実情に応じたサービスが提供されるよう、高齢者や障がい児者が共に利用できる共生型サービスの参入を促進します。	いきいき高齢支援課 障がい福祉課

